

公の施設管理運営等方針〔詳細〕（素案）

— （仮称）児島，玉島市民交流センター —

平成22年6月

倉敷市
新市・まちづくり推進課

公の施設管理運営等方針〔詳細〕（素案）
ー （仮称）児島，玉島市民交流センター ー

1	市民交流センターの管理・運営体制	2
2	市民交流センターの開館時間，休館日等	
（1）	設置目的	4
（2）	開館時間	4
（3）	休館日	4
（4）	利用制限	4
3	貸室等の使用料	
（1）	使用料金	4
（2）	使用料の割増	5
（3）	使用料の減免	5
4	駐車場料金の優遇措置（児島のみ）	5
5	市民交流センターの名称の決定方法	5
6	指定管理者の業務	6

1 市民交流センターの管理・運営体制

- (1) 指定管理者方式を採用し、(仮称)市民交流センターと同じエリアに立地する公共施設は、(仮称)市民交流センターと同じ指定管理者が一括して管理・運営を行います。

指定管理者の選定方法は公募とします。

ア 児島地区対象施設

- ・(仮称)市民交流センター，市営児島味野駐車場，児島図書館，児島公民館

イ 玉島地区対象施設

- ・(仮称)市民交流センター，玉島武道館，玉島公民館，阿賀崎公園

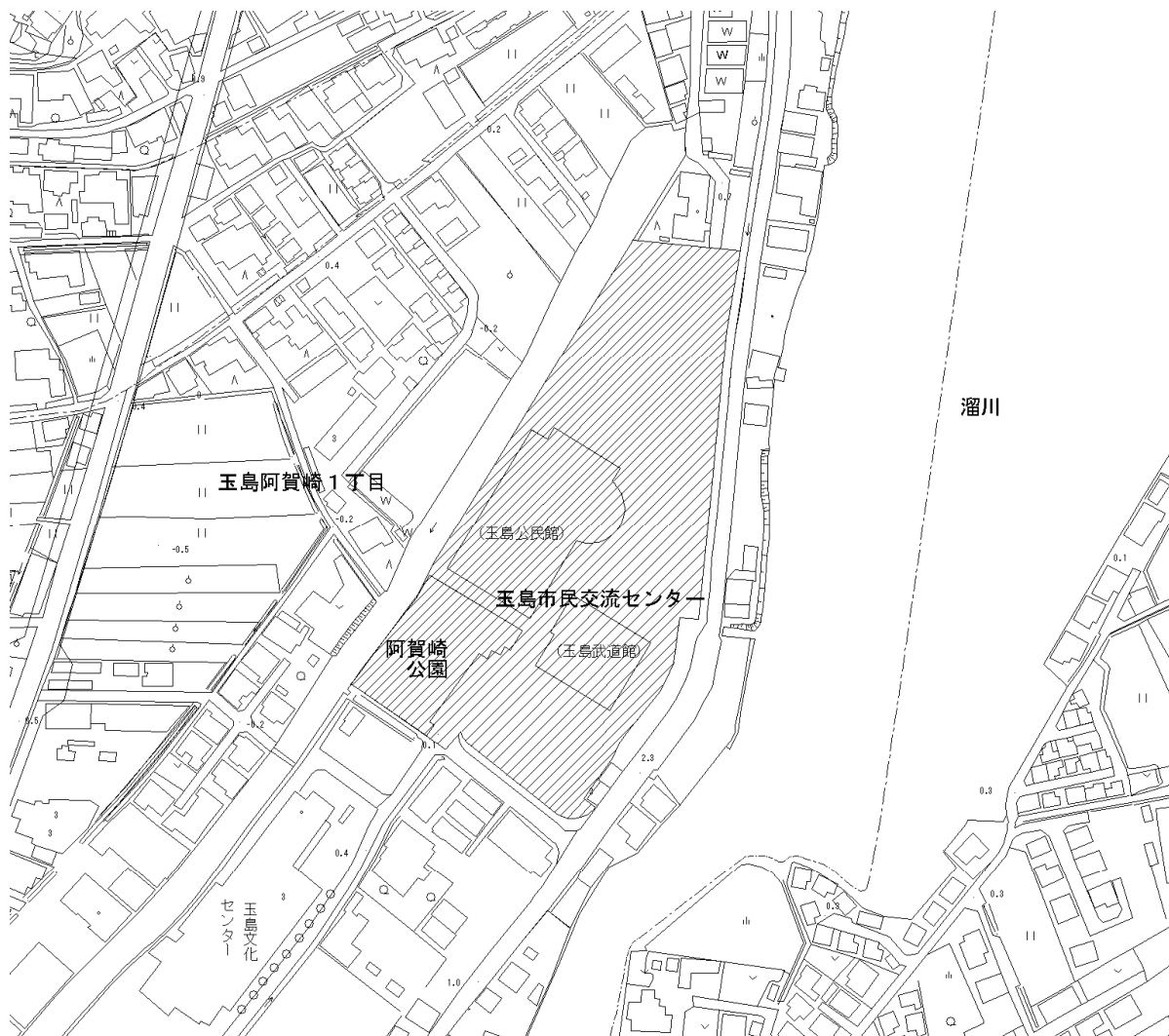
- (2) 児島図書館，児島・玉島公民館及び玉島武道館はビル管理部門を指定管理者が実施し，日常の運営業務は，市直営で運営します。

- (3) 公民館等で行っていた貸館業務は，(仮称)市民交流センターが一元的に実施します。

《児島地区》



《玉島地区》



2 (仮称) 市民交流センターの開館時間、休館日等

(1) 設置目的

市民の相互交流及び文化、コミュニティ活動等の増進を図り、もって地域活性化に資するため、(仮称) 市民交流センターを設置します。

(2) 開館時間

ア (仮称) 市民交流センター 午前9時から午後10時

イ 市営児島味野駐車場及び(仮称) 児島市民交流センター有料駐車場

(ア) 利用時間 24時間(年中無休)

(イ) 入出庫時間帯

・平面 24時間(年中無休)

・地下 午前7時～午後11時(夜間閉鎖)

ウ 芝生広場(児島)、阿賀崎公園(玉島) 常時開放

エ 旧瀬戸大橋架橋記念館屋上 常時閉鎖

(3) 休館日

ア (仮称) 市民交流センター

(ア) 第4月曜日(月1回の休館日)

(イ) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(ウ) 前各号に掲げるもののほか、市長において特に必要がある
と認める日

イ 市営児島味野駐車場及び(仮称) 児島市民交流センター有料駐車場
年中無休(再掲)

(4) 利用制限

公の秩序の維持等施設を維持管理するため最小限必要な事由だけとします。

ア 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

イ 施設等の管理上支障があると認めるとき。

ウ 施設または設備を破損もしくは滅失するおそれのあるとき。

エ 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。

3 貸室等の使用料

(1) 使用料金

使用する部屋の維持管理費の原価を元に利用者負担率を50%として定めます。

概ね、現行の公民館、くらしき健康福祉プラザと同じ程度の使用料金となります。

【使用料の一例（目安）】4時間使用の場合（公民館は午後1時から午後5時の場合）

	施設	部屋名	床面積	使用料
会議室	児島市民交流センター	第1会議室	105 m ²	1,365 円
	玉島市民交流センター	第2会議室	69 m ²	840 円
	（参考）児島公民館	多目的会議室	72 m ²	840 円
	（参考）玉島公民館	第1・2会議室	113 m ²	1,470 円

（2）使用料の割増

使用料の割増は、市外割増、営業割増、入場料割増の3種類とし、各々使用料に公費負担相当分（原価の50%）を加算して徴収します。

（3）使用料の減免

（仮称）市民交流センターは、使用料の設定段階で、使用する部屋の維持管理費の原価の50%を公費負担しているため、原則個別の減免は行いません。

4 市営児島味野駐車場及び（仮称）児島市民交流センター有料駐車場料金の優遇措置

（1）助成対象者

（仮称）児島市民交流センター、児島図書館の利用者としてします。

（2）助成額

1回の利用について2時間200円を上限に助成します。

（仮称）児島市民交流センターと児島図書館の重複助成は行いません。

5 （仮称）市民交流センターの正式名称の決定方法

（1）平成22年8～9月頃、児島、玉島の名称を一括して公募し、決定します。

（2）玉島の和室（茶室）の愛称を、（1）に合わせて公募し、決定します。

6 指定管理者の業務

(1) 児島エリア

ア (仮称)児島市民交流センター

(ア) (仮称)児島市民交流センターの施設又は附属設備(以下「施設等」という。)の使用の許可に関する業務

(イ) (仮称)児島市民交流センターの維持管理に関する業務

(ウ)貸室,芝生広場,駐車場使用料の徴収に関する業務

(エ)喫茶コーナー,自販機コーナーの維持管理,営業に関する業務

(オ) (仮称)児島市民交流センターの設置目的を達成するための講座等の事業

(カ) (仮称)児島市民交流センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務

イ 児島図書館の維持管理に関する業務

ウ 児島味野駐車場の維持管理に関する業務

(2) 玉島エリア

ア (仮称)玉島市民交流センター

(ア) (仮称)玉島市民交流センターの施設又は附属設備(以下「施設等」という。)の使用の許可に関する業務

(イ) (仮称)玉島市民交流センターの維持管理に関する業務

(ウ)貸室,テニスコート,多目的コート,体育室使用料の徴収に関する業務

(エ)喫茶コーナー,自販機コーナーの維持管理,営業に関する業務

(オ) (仮称)玉島市民交流センターの設置目的を達成するための講座等の事業

(カ) (仮称)玉島市民交流センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務

イ 阿賀崎公園の維持管理に関する業務

ウ 玉島武道館の維持管理に関する業務